

第 6 章

労働争議の調整

第1節	概 況	-----	32
第2節	調整事件の概要	-----	37
第3節	公益事業の争議行為予告及び実情調査	----	40

第6章 労働争議の調整

第1節 概況

1 調整事件取扱状況

令和4年に係属した調整事件は、労働組合側から新規に申請のあった2件であった（第1表、第2表）。

第1表 調整種別取扱件数

年次 種別	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年
あっせん	2	2	1	-	2	3(1)	1	1	-	2
調 停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲 裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2	2	1	-	2	3(1)	1	1	-	2

(注) () の数字は前年からの繰越件数で内数

第2表 調整開始手続別取扱件数（新規申請分）

年次 手続	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年
申請によるもの	2	2	1	-	2	2	1	1	-	2
労働組合等	2	2	-	-	2	2	1	1	-	2
使用者	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
労使双方	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
申請によらないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2	2	1	-	2	2	1	1	-	2

2 業種別・企業規模別取扱状況

新規係属事件の業種は、「運輸業」が1件、「医療・福祉」が1件であった（第3表、第4表）。

第3表 業種別取扱件数（新規申請分）

業種	年次									
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
運輸業	-	2	-	-	2	-	-	-	-	1
卸売・小売業	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
医療・福祉業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
教育・学習支援業	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
サービス業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
合計	2	2	1	-	2	2	1	1	-	2

第4表 企業規模別取扱件数（新規申請分）

従業員数	年次									
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
1～49人	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1
50～99人	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
100～499人	-	-	-	-	1	1	-	1	-	1
500～999人	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
合計	2	2	1	-	2	2	1	1	-	2

3 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項は、「経営・人事」が2件、「組合承認・組合活動」が1件、「団体交渉促進」が1件の計4件であった（第5表）。

第5表 調整事項別取扱件数（新規申請分）

調整事項		年次									
		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
経営・人事		-	-	1	-	-	2	1	-	-	2
	解雇	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1
	その他の経営・人事	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1
賃金等		1	2	3	-	1	-	-	-	-	-
	賃上げ	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
	一時金	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	諸手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他賃金等	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
給与以外の労働条件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の労働条件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組合承認・組合活動		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
団体交渉促進		1	-	-	-	1	-	-	-	-	1
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		2	2	4	-	2	2	1	1	-	4

（注）1つの事件につき複数の調整事項を持つものがあるため、他の表の件数とは必ずしも一致しない。

4 調整結果別取扱状況

係属事件の調整結果は、「打切」が2件であった（第6表）。

第6表 調整結果別取扱件数

結果		年次									
		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
取扱件数		2	2	1	-	2	3	1	1	-	2
	繰越件数	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	新規件数	2	2	1	-	2	2	1	1	-	-
解決件数		2	-	-	-	-	-	-	1	-	-
取下件数		-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
打切件数		-	-	1	-	1	3	1	-	-	2
繰越件数		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

5 調整所要日数。

令和4年の係属事件の所要日数の平均は、「43.5日」であった（第7表）。

第7表 調整種別所要日数

年次 区分	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年
	あっせん	2	-	1	-	1	3	1	1	-
22.0		-	57.0	-	8.0	2.3	20.0	57.0	-	43.5
調 停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲 裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2	-	1	-	1	3	1	1	-	2
	22.0	-	57.0	-	8.0	2.3	20.0	57.0	-	43.5

（注） ここでの「所要日数」とは、調整員指名日から終結日までの平均所要日数をいう。

表中の上段が件数、下段が平均日数となっている。

なお、取扱件数から調整員指名前に取下げのあったものを除いている。

6 調整事件一覧表（令和4年）

調 整 番 号	4-1	4-2
事 件 名	令和4年（調） 第1号事件	令和4年（調） 第2号事件
調 整 区 分	あつせん	あつせん
所 在 地	福島市	須賀川市
業 種	医療・福祉業	運輸業
申 請 者	労働組合	労働組合
組 合 員 数	8名	3名
申 請 受 付 年 月 日	令和4年10月11日	令和4年11月17日
調 整 員 指 名 年 月 日	令和4年11月15日 (変更)令和4年12月6日	令和4年12月15日
終 結 年 月 日	令和4年12月7日	令和4年12月15日
調 整 回 数	1回	—
所 要 日 数	58日	29日
終 結 区 分	打切り	打切り
調 整 事 項	パワハラ行為の中止と指導、 元部署への職場復帰、合意形成 に向けた団体交渉の促進	組合員が脅迫されて退職せ ざるを得ない状況に追い込ま れた事による慰謝料の支払い、 組合への不法行為に対する慰 謝料の支払い
調 整 員	公益委員：榎 裕康 吉田 佳世子 労働者委員：荒川 聡 高原 英二(変更前) 菅野 恵 (変更後) 使用者委員：石山 純恵 小林 文紀	(審査調整課長) 加藤 靖宏

第2節 調整事件の概要

1 福劳委令和4年（調）第1号（あっせん）事件

(1) 申請受付年月日

令和4年10月11日

(2) 当事者

申請者 X労働組合
被申請者 Y病院（医療・福祉業）

(3) あっせん事項

パワハラ行為の中止と指導、元部署への職場復帰、合意形成に向けた団体交渉の促進

(4) あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
平成29年 11月	Xの組合員AがYに外来勤務の正看護師として入職。
30年 1月～	AとAの上司である外来病棟担当課長Bとの間で年次有給休暇の取得を拒絶されるなどのトラブルが度々起こる。
令和2年頃	Aが関節リウマチと診断される。
3年9月18日	BからAに対し「辞めたいなら辞めてもらっても良い」などと退職を勧める言動があり、精神的ショックを受けたAは休職し、後日適応障害と診断された。
11月12日	Yの事務部長CとA及びAの夫の三者によりAの復職に向けた話し合いが行われ、AはCに対して関節リウマチの持病があることなどから外来勤務での職場復帰を希望する旨を伝え、Cは了解した。
11月15日	CからAに対し、外来勤務での職場復帰は難しく、病棟勤務での職場復帰を要請する連絡があった。
11月下旬	AがX労働組合に加入。
3年12月～ 4年10月	XとYは団体交渉を繰り返したが合意には至らず。
4年10月11日	Xが当委員会に対してあっせん申請を行った。

(5) 当事者の主な主張

ア 労働組合側

- (ア) Aに対するB課長の言動はパワハラに該当するため、B課長に対してパワハラ行為の中止と指導を行うよう求める。
- (イ) Aを本人の希望通り外来勤務で職場復帰させることを求める。
- (ウ) 労働環境改善に係る協定書の締結を求める。

イ 会社側

- (ア) B課長の言動はパワハラには該当しない。
- (イ) Aから提出されている診断書の内容は、少なくとも令和5年2月まで職場復帰は困難であるという内容であり、現時点で復帰先を決めるのは時期尚早である。
- (ウ) 既に労働環境の保全に必要な措置を講じており、協定書締結の必要はない。

(6) 終結状況（打切り）・・・・（終結年月日：令和4年12月7日）

あっせんにおいて、あっせん員からの歩み寄りを促す説得があったものの、労使双方

とも譲歩の余地は無い旨を主張し、あっせん員が協議した結果、あっせんによる解決は困難であると判断し、あっせんに打ち切りとした。

2 福労委令和4年（調）第2号（あっせん）事件

(1) 申請受付年月日

令和4年11月17日

(2) 当事者

申請者 X労働組合
被申請者 Y株式会社（運輸業）

(3) あっせん事項

組合員が脅迫されて退職せざるを得ない状況に追い込まれた事に対する慰謝料の支払い、組合への不法行為に対する慰謝料の支払い

(4) あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
令和3年 11月	X労働組合の組合員AがYにトラックドライバーとして入社。入社直後から同僚Bに嫌がらせを受けるようになる。
4年 1月	AがYの福島営業所長Cに対しBからの嫌がらせをやめさせるよう相談するものの、対応してもらえなかった。その後も、AはCに対して再三Bに注意するよう求めるが、状況は改善されなかった。
2月24日	CからAに対し「客先でもめ事を起こさなければBに対し直接嫌がらせをやめるよう言ってもよい」と伝えられる。このため、当日AはBに対して、嫌がらせをやめるよう直接要求した。
2月25日	AはCに呼び出され、AのBに対する態度について、恫喝とも取れるような注意を受けた。また、X労働組合の名称や構成員などについてその場で書面にするよう強要された。
2月28日	AはYに対して退職届を提出し、退職した。
10月3日	XからYに対し、団体交渉の申し入れ書を送付した。
10月17日	YからA個人宛てに団体交渉には応じられない旨の返答があった。
11月17日	Xが当委員会に対してあっせん申請を行った。

(5) 当事者の主な主張

ア 労働組合側

- (ア) CのAに対する恫喝は脅迫罪にも問われるような激しいものであり、その内容はスマートフォンの録音機能によって記録されている。
- (イ) CがAを恫喝しXの構成員などの情報を書面にさせた行為はYのXに対する不法行為である。

イ 会社側

(ア) CこれまでのAの言動に対して声を荒げて注意したことは事実であるが、あくまで指導・忠告であり、脅迫にはあたらない。

(イ) Aは入社直後から度々社外組合の存在をほのめかし、「訴える」などと口にしてきたため、Cは組合の目的やどのような組織であるのか把握するために書面の作成を求めただけであり、不法行為に該当するような行為ではない。

(6) 終結状況（打切り）・・・・・・（終結年月日：令和4年12月15日）

会社側から譲歩の余地は無く、あっせんに応じられない旨の連絡があったことから、あっせん応諾の説得は困難と判断し、打切りとした。

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

令和4年に受け取った争議行為予告通知件数は41件であり、実情調査実施件数は239件であった（第1表）。

第1表 争議行為予告通知取扱件数及び実情調査実施件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予告通知件数	-	15	13	1	1	-	-	-	2	8	1	-	41
実情調査実施件数	13	13	34	35	25	22	14	12	12	15	22	22	239

予告通知件数を争議事項別にみると、賃上げ24件、一時金が10件、その他が7件となっており、賃上げという経済的事項が58.5%を占めている。過去5年間を見ても、経済的事項の占める割合が大きい（第2表）。

第2表 争議事項別予告通知取扱件数

年次 種別	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
賃上げ	22	24	32	40	32	41	24	25	25	24
一時金	21	17	21	18	2	2	8	11	11	10
労働協約	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
労働時間	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
団交促進	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4	4	1	3	2	7	7	3	16	7
合計	47	45	54	62	40	50	39	39	52	41

次に、予告通知件数を業種別にみると、医療業が21件となっており、51.2%を占めている。過去5年間についても、医療業の占める割合が大きい（第3表）。

第3表 業種別争議行為予告通知取扱件数

年次 種別	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
鉄道業	4	3	4	7	5	5	3	2	2	7
道路旅客運送業	-	-	1	5	3	3	2	3	3	-
道路貨物運送業	15	16	20	18	3	12	4	6	20	8
通信業	2	2	2	3	1	2	2	2	2	1
電気業	-	-	3	3	3	3	3	2	2	4
医療業	26	24	24	26	25	25	25	24	23	21
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	47	45	54	62	40	50	39	39	52	41